

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 (略) 二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 (略) 二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

			<p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「航空分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</p>	<p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。</p> <p>六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
2	P.12	○4つ目	<p>○ 初めて航空分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p> <p>○ 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>	<p>○ 航空分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p> <p>(削除)</p>

3	P.12	○7つ目	<p>○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</p>
4	P.12	○8つ目	<p>○ 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。円滑な受入れのためには、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の前に、協議会に加入することが望まれます。なお、上述のとおり、特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会に加入することが必要です。</p>	<p>○ 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。</p>
5	P.13	【留意事項】	<p>(新設)</p> <p>○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p>	<p>○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 令和6年6月15日より前においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。

			<p>○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <p>○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技</p>	<p>※ 誓約書（改正前の分野参考様式第9-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。</p> <p>・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <p>・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>※ 誓約書（改正前の分野参考様式第9-2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。</p> <p>・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技</p>
--	--	--	---	---

			能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
6	P.15	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 (略) 二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「航空分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入	航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 (略) 二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

7

別表
(航空業)
P.1

別表
(航空業)
P.1

別表(航空業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号
	技術水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	技術水準及び評価方法等
【特定技能1号】 航空分野特定技能1号評価試験(空港ハンドリング) 【特定技能2号】 航空分野特定技能2号評価試験(空港ハンドリング) 【特定技能1号】 航空分野特定技能1号評価試験(空港ハンドリング) 【特定技能2号】 航空分野特定技能2号評価試験(空港ハンドリング)	航空分野特定技能1号評価試験(空港ハンドリング) 【経過措置】 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関し、在留資格の取得に付いて、令和5年10月31日以前に発出された在留資格の5%、下記に定める試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(空港ハンドリング)に合格したものとみなす。 航空分野特定技能2号評価試験(空港ハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	空港ハンドリング 航空機地上支援		航空分野特定技能2号評価試験(空港ハンドリング)

別表(航空業)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号
	技術水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	技術水準及び評価方法等
【特定技能1号】 航空分野特定技能1号評価試験(空港ハンドリング) 【特定技能2号】 航空分野特定技能2号評価試験(空港ハンドリング)	航空分野特定技能1号評価試験(空港ハンドリング) 【経過措置】 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関し、在留資格の取得に付いて、令和5年10月31日以前に発出された在留資格の5%、下記に定める試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(空港ハンドリング)に合格したものとみなす。 航空分野特定技能2号評価試験(空港ハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	航空機地上支援 航空機整備 航空機清掃		航空分野特定技能2号評価試験(空港ハンドリング)

8

分野
参考様式
第9-1号

【誓約事項】
4

4. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。

4. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。

9

分野
参考様式
第9-1号

【誓約事項】
7

7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
(1) 協議会の構成員であること、又は、航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する特定技能外国人

7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
(1) 協議会の構成員であること。
(略)

			を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 (略)	
10	分野 参考様式 第9-2号	【誓約事項】 1	1. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること、又は、航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	1. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。